

湖南省マイナンバーカード出張申請実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、マイナンバーカードの交付率向上を図るため、市の職員が市内企業や事業所、地域団体、自治会等を訪問してマイナンバーカードの申請を一括で受け付け、後日マイナンバーカードを本人限定受取郵便で自宅へ送付する出張申請方式（以下「出張申請」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 出張申請の対象となる団体（以下「申請団体」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 湖南省内の企業及び事業所
- (2) 地域団体
- (3) 区及び自治会
- (4) その他市長が認める団体

(実施日時)

第3条 出張申請の実施は、年末年始を除く勤務日（月曜日を除く。）とし、実施時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合はこの限りではない。

(実施箇所)

第4条 出張申請の実施箇所（以下「会場」という。）は、原則市区域内とし、申請団体が確保しなければならない。

(実施条件)

第5条 申請団体は、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 申請者が概ね5名以上見込まれること。
- (2) 申請者は、湖南省に住民登録があること。
- (3) 申請者は、すでにマイナンバーカードの交付申請を行っていないこと。
- (4) 申請者本人が当日、会場に来ることができること。
- (5) 会場及び机、椅子等を用意できること。

(事前申請)

第6条 申請団体は、湖南省マイナンバーカード出張申請申込書（様式第1号）を市長に事前に提出しなければならない。また、出張申請実施日が確定後、湖南省マイナンバーカード出張申請者名簿（様式第2号）を出張申請実施日の2日前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項により申請を認めたときは、別表に定める申請者が当日持参する必要書類を申請団体に周知するものとする。

(事務の所管)

第7条 出張申請の総括及び受付に係る事務は、個人番号カード交付に関する事務を所管する課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、出張申請に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年8月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

1 本人確認書類	
2 通知カード (所持者のみ)	
3 住民基本台帳カード (所持者のみ)	
【本人確認書類】 A書類1点又はB書類2点	
A書類 (官公署が発行した顔写真付のもの)	住民基本台帳カード (写真付き)、旅券、運転免許証、運転経歴証明書 (交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、身体障がい者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等
B書類 (「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載されているもの)	健康保険証、年金証書、年金手帳、基礎年金番号通知書、児童扶養手当証書、母子健康手帳、社員証、学生証、医療受給者証、福祉医療受給券 等

様式第1号（第6条関係）

湖南省マイナンバーカード出張申請申込書

年 月 日

湖南省長 宛

下記のとおり、マイナンバーカード出張申請を申し込みます。

記

事業所・団体名	電 話	
	F A X	
住 所	湖南省	
(ふりがな) 担当者氏名		
希 望 日	(第一希望) 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分	
	(第二希望) 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分	
申込者数	名	
申請会場	会場名：	
	住 所：	

